

医療従事者の負担軽減及び処遇改善の取組み

当院では、厚生労働省の通知に基づき、医師、看護職等の医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みを行っております。

■医療従事者の負担軽減及び処遇改善

- ・外来診療時間の短縮、地域の保健医療機関との連携強化による外来縮小の取り組み
- ・院内保育所の設置(休日夜間保育も実施)
- ・休暇取得の促進(全日だけではなく、半日・時間単位で有給休暇が取得可能)
- ・妊娠・育児・介護中の職員に対する配慮(所定労働時間の短縮、夜勤減免制度、休日勤務の制限など)

■医師の負担軽減及び処遇改善

- ・連続当直を行わない勤務体制や勤務間インターバルの確保された勤務計画の実施

- ・当直翌日の業務内容に対する配慮

- ・医師と医療関係職種における役割分担

(初診時の予診実施、静脈採血等の実施、入院説明の実施、検査手順説明の実施、服薬指導など)

- ・医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減

- ・助産外来の開設による医師の負担軽減

- ・特定行為研修終了看護師の活用

■看護職員の負担軽減及び処遇改善

- ・業務量の調整(時間外労働が発生しないような業務量の調整)

- ・看護職員と他職種との業務分担(チーム医療の推進)

- ・看護補助者の配置(夜間配置も実施)

- ・病棟クラークの配置

- ・多様な勤務形態の導入

